

(一部損壊の方へ)

「宅地の相応の被害」とは

◎罹災証明書において「準半壊に至らない（一部損壊）」とされた場合でも、**液状化による宅地の被害が相応の規模**であると認められるときは、本事業の対象となります（※）。

※その他の要件もありますので、詳しくは「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 ご利用の手引き」をご確認ください。

◎補助金申請をご検討の場合、本資料にそって、必要書類をご準備ください。

1. 液状化による「相応の被害」の判断の基準

●「相応の被害」については、下記の2つの観点から、総合的に判断します。

ア 変状の規模

宅地に発生した変状の規模（大きさなど）が一定程度以上であること
→具体的な数値や規模などは、8ページの別表1～4（判定基準チェックリスト）に記載しています。

イ 生活への支障や宅地内外への危険性など

宅地の変状により、生活への支障や宅地内外への危険性などが具体的に生じて（又は生じる可能性が明らかである）おり、対策を講じる切迫性があること

→「液状化被害状況説明書」に、具体的に記述してください。相談・申請窓口において、状況をお聞かせいただくことがあります。

●このほか本補助金の要件として、『液状化による被害である』ことも必要です。（「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 ご利用の手引き」3ページ参照）

2. 必要な書類・資料と手続き

○下記の資料により、被害状況について申告してください。

- (1) 液状化被災状況説明書（写真含む） → 3 ページへ
- (2) 判定基準チェックリスト → 8 ページへ

○申告は、補助金交付申請と同時に行っていただきますが、事前相談も行っています。写真などの資料をお持ちのうえ、相談・申請窓口までお越しください。（電話では詳細が確認できないためお答えできません）

○なお、本市が現地を確認し適否を判定するものではなく、お求めがあっても現地確認に応じるものではありません。（ただし不正申告・申請が疑われる場合など、補助金事業としての適切性の確保のため必要なときは、市が現地を確認することがあります）

3. 液状化被災状況説明書の書き方

別記様式第 3 号（第 5 条、附則第 3 項関係）

（記載例）

新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 液状化被災状況説明書

1

発災時の状況

- | | | |
|--------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 噴砂の発生 | <input type="checkbox"/> のり面の破損 | <input checked="" type="checkbox"/> 地盤の隆起・沈下・陥没 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 地割れの発生 | <input type="checkbox"/> 擁壁の破損 | <input type="checkbox"/> 住宅建屋の傾斜・沈下 |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

- 地盤の沈下により道路と段差が生じ、人や車の出入りに困難が生じ、生活に支障がある。
- 幅や深さが大きいひび割れがあり、落下による人命にかかわる危険性がある。
- 敷地のほか、隣家でも泥水の噴出があった。また目の前の道路も波打つように変形し、マンホールが浮き上がるような状態であった。

2

発災時の状況写真



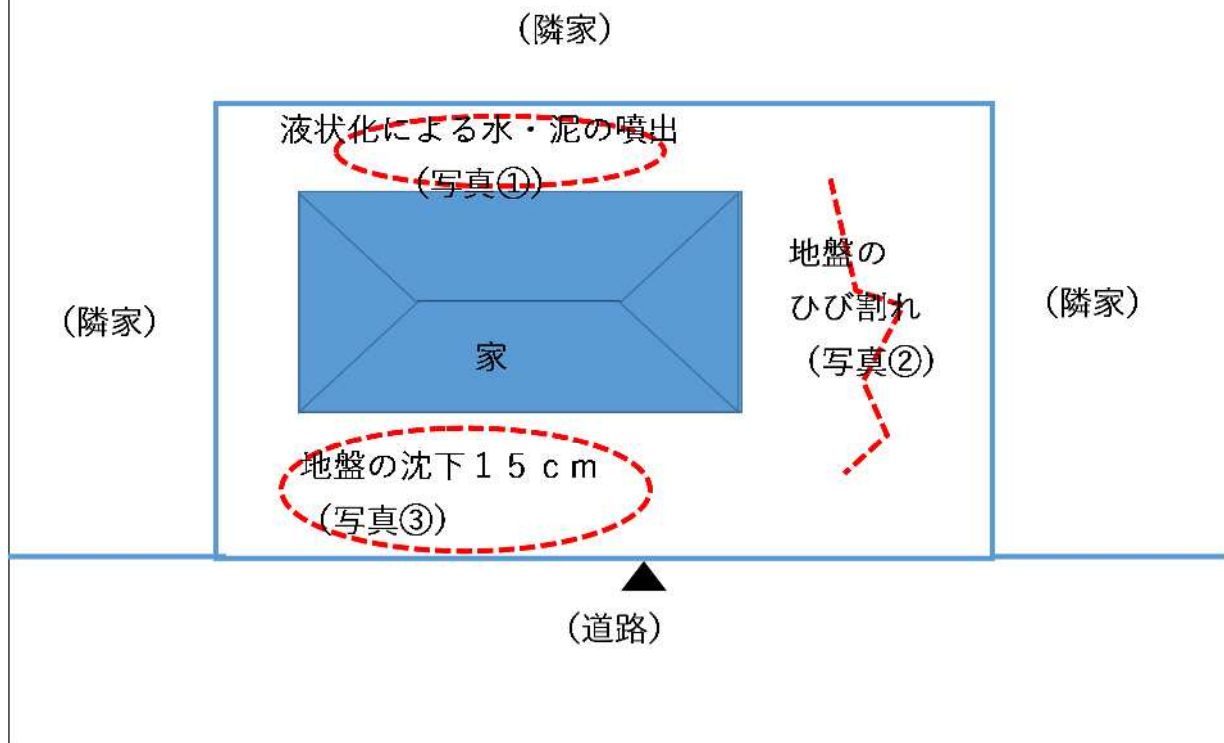
①液状化による
水・泥の噴出

②地盤のひび割れ

③地盤の沈下 15 c m

3

説明図等



液状化被災状況説明書の書き方の解説

★液状化による宅地被害がどのように発生したか、被害の状況や規模などを説明いただく資料です。添付する写真とチェックリストとが整合するよう、作成してください。

★なお本書は、補助金交付申請の添付書類としても必要です。

★既に復旧工事が終わっているなど、地震発生直後の被害状況などの写真がない場合は、復旧工事中の写真や復旧工事の痕跡など、被害状況を推測できる写真を代替で添付してください。

① 発災時の状況

- ・地震によりどのような被害が発生したかについて、該当するものの□を黒塗りしてください。
- ・選択肢に該当しない、又はどれに該当するか不明なときは、『その他』にその状況を具体的に記述してください。
- ・宅地の前面の道路や隣接地の状況などについても、可能な範囲で『その他』にご記載ください。
- ・その宅地の被害により、「生活への支障」や「宅地内外への危険性」などがどのように生じて（又は生じる可能性が明らかである）いるか、具体的に記述してください。

【記述の例】

《生活への支障》

- ①地盤が沈下し、宅地と道路と15cmの段差が生じたため、車庫から自動車が出せず、通勤や通学、買い物などに支障が生じている。
- ②玄関から道に出るまでの階段（アプローチ通路）の地盤が割れて傾斜しており、通行できないため、一時的に隣家敷地を通らせてもらい出入りしている。

《宅地内の危険性》

- ③深さ1m程度の陥没が庭に発生しており、人が誤って落下し埋まるおそれがある。
- ④幅5cmの地盤のひび割れが建物の下へ伸びるように発生し、建物下の地盤の軟弱化による基礎の損傷や沈下が懸念される。
- ⑤住宅が20cm沈下し、基礎の換気口から雨水が床下に流れ込む状態となっており、カビなど衛生・健康上の懸念のほか、土台や柱・梁の木材の腐朽のおそれがある。

《宅地外への危険性》

- ⑥道路際の擁壁が一部崩れており、さらに崩れることで道路の通行者へ危害を与えるおそれがある。

液状化被災状況説明書の書き方の解説（つづき）

②

発災時の状況写真

- ・ ①で□を黒塗りした被害について、カラー写真を入れてください。
- ・ 写真の枚数が多いなどの場合は、この用紙と別に写真を印刷していただいて構いません（無理やりこの欄に全ての写真を収める必要はありません）。

★写真のポイント★（以下が読み取りやすい写真をお願いします）

○被害の全貌

→「何に、どこの部分に」「どのような被害・変状が生じたか」

○被害の大きさ

→「大きさはどれくらい（例：ひび割れの幅、かん没の深さ）か」

被害写真の撮り方の例

例 1. 地盤のひび割れ

◎被害状況写真



★ポイント★

被害の全貌を撮影

（「アプローチ土間」に「ひび割れ」発生）

◎被害の大きさ写真



★ポイント★

変状（ひび割れ）の幅がわかるようメジャー等を当てて撮影

例 2. 地盤の段差

◎被害状況写真



★ポイント★

被害の全貌を撮影

（「アプローチ土間」に「段差」発生）

◎被害の大きさ写真



★ポイント★

変状（段差）の高さがわかるようメジャー等を当てて撮影

液状化被災状況説明書の書き方の解説（つづき）

例 3. 地盤のかん没

◎被害状況写真



★ポイント★

被害の全貌を撮影

（「建物の基礎の周り」に「かん没」発生）

◎被害の大きさ写真

測定写真なし
 〔 発災後に測定しておらず、
 既に復旧工事を実施済みで
 測定できないケース 〕

★ポイント★

メジャーで測定している写真は
 ないが、写真内の建物（窓や配管）
 の大きさと対比し、かん没の深さは
 明らかに 20 cm 以上あると
 推定できる

例 4. 【よくない例】地盤のひび割れ

×被害状況写真



★ポイント★

被害の全貌を撮影

（「駐車スペース舗装」に「ひび割れ」発生）

×被害の大きさ写真

測定写真なし
 〔 発災後に測定しておらず、
 既に復旧工事を実施済みで
 測定できないケース 〕

★ポイント★

ひび割れは確認できるが、大きさ
 （幅 3 cm 以上かどうか）の推定
 が写真内のものと対比しても困
 難なため、このままでは「相応の
 被害」と確認できない。

（↓↓↓そのようなときは↓↓↓）

工事の施工中写真や工事完了後
 の補修痕跡の測定写真など、補足
 資料で被害の大きさが推察でき
 る場合もあります。幅広く資料を
 ご用意ください。

液状化被災状況説明書の書き方の解説（つづき）

③

説明図等

宅地（敷地）を空から見下ろした図（配置図）として、家や前面の道路、隣家との境界などを表示し、

（１）宅地（敷地）のどの位置で発生したか

（２）地割れ、陥没など、どのような（形状の）被害が発生したか

（３）発生した被害の大きさはどれくらいか

- ・ 専門家が作成した図面である必要はありません。ご自身の手書きで OK です。

4. 判定基準チェックリスト

別表 1 宅地地盤の被害

(以下①～⑤のいずれかに該当するもの)

- ① 地盤のひび割れ（ア又はイのどちらか一つ、かつウに該当するもの）
- ア. 幅が 3 c m 以上の地盤のひび割れがある
 - イ. 地盤のひび割れが複数ある
 - ウ. ひび割れ付近にて、液状化により、水や砂がふき出た
- } {ア・イは
どちらか
1つでOK}

写真イメージ



- ② 地盤のかん没（穴状のくぼみ）
- 深さ 2 0 c m 以上のかん没が生じた

写真イメージ





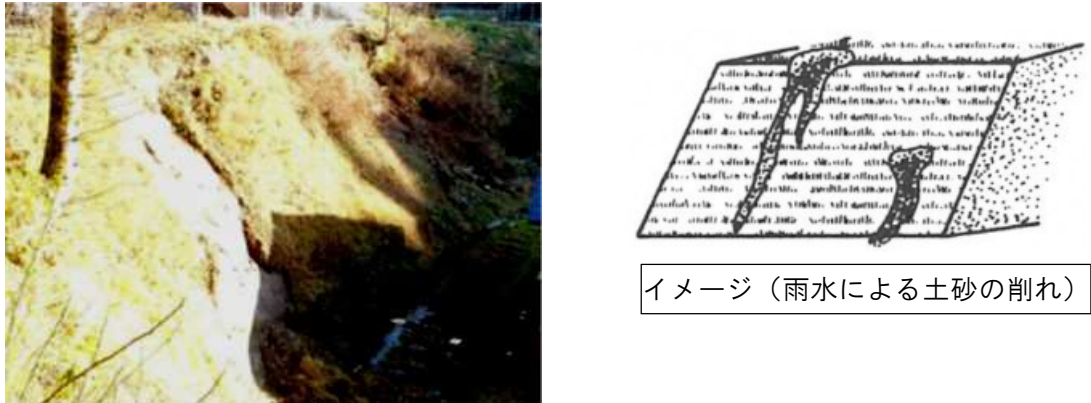
- ③ 地盤の沈下（土地の全体的な沈み込み）
- 1 0 c m 以上の沈み込みがある

写真イメージ



写真イメージ	<p>④ 段差の発生（地盤の沈み込みや盛り上がりにより、線状に生じる上下方向のずれ）</p> <p><input type="checkbox"/> 高さ 20 cm 以上の段差が発生した</p> <p><input type="checkbox"/> 【液状化による水・砂のふき出しがあった場合】 高さ 20 cm 未満の段差が生じた</p> <p style="text-align: right;">} (どちらか 1 つで OK)</p>
	
写真イメージ	<p>⑤ 地盤の隆起（盛り上がり）</p> <p><input type="checkbox"/> 地盤の隆起が発生した</p>
	

別表 2 のり面（がけ斜面）の被害


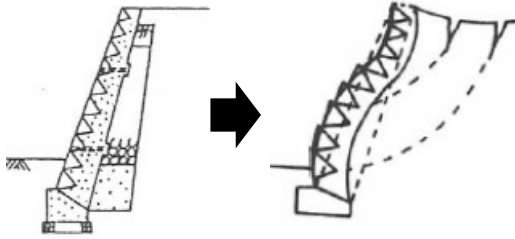

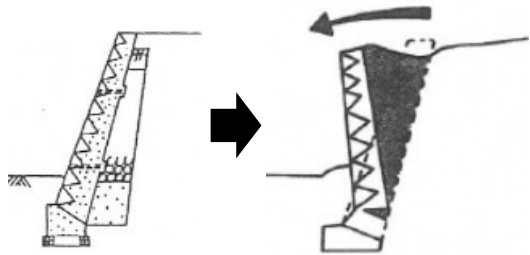

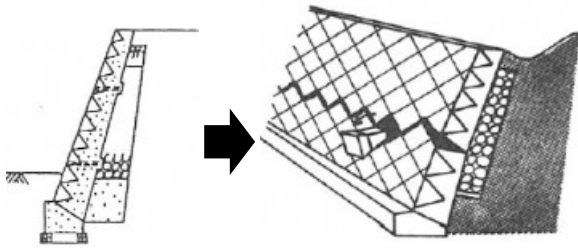
(以下①～③のいずれかに該当するもの)	
①	<p>のり面のひび割れ（ア又はイのどちらか一つ、かつウに該当するもの）</p> <p>□ア. 幅が15cm以上のひび割れがある</p> <p>□イ. 全面にひび割れ（大きさ問わず）がある</p> <p>□ウ. のり面からのわき水、落石が発生した</p>
写真イメージ	
②	<p>のり面のふくらみ、崩れ</p> <p>（ア又はイのどちらか一つ、かつウに該当するもの）</p> <p>□ア. のり面に10cm以上のふくらみ（隆起）が生じた</p> <p>□イ. のり面の10cm未満のふくらみ（隆起）に加え、わき水や落石が生じた</p> <p>□ウ. のり面の土砂の滑り落ち、崩落が生じた</p>
写真イメージ	
③	<p>のり面の水による浸食</p> <p>□地震後の雨などで、のり面に流水による削れ（浸食）が発生した</p>
写真イメージ	

別表 3 擁壁のタイプ

<p>●擁壁のタイプごとに基準が異なります。以下の3種のうち、該当するものをご参照ください。</p> <p>●該当するものがない場合、該当するか不明な場合などは、写真等の資料をご用意のうえ、窓口にてご相談ください。(電話では詳細が確認できないためお答えできません)</p>		
<p>①^{ねりいし}練石・ブロック積み擁壁 →別表 3-1 (12 ページ)</p>	<p>②コンクリート擁壁 →別表 3-2 (14 ページ)</p>	<p>③^{からいし}空石積み擁壁 →別表 3-3 (15 ページ)</p>
<p>・ブロックや石材をコンクリートなどで接着し積上げたもの</p>	<p>・コンクリートの板状の擁壁</p>	<p>・石材を積み上げた擁壁で、コンクリートなどによる接着のないもの</p>
		
		

別表 3-1 練石・ブロック積み擁壁の被害

(以下①～④のいずれかに該当するもの)

<p>①</p> <p>写真イメージ</p>	<p>擁壁積みのふくらみ</p> <p>□ 擁壁にふくらみ（変形）とともに、擁壁の上の地盤にひび割れが生じている</p>   <p>イメージ (擁壁のふくらみ・上面地盤のひび割れ)</p>
<p>②</p> <p>写真イメージ</p>	<p>擁壁の手前（がけ下側）への傾き</p> <p>□ 擁壁が垂直以上の角度で傾いている</p>   <p>イメージ (擁壁の手前（がけ下側）への傾き)</p>
<p>③</p> <p>写真イメージ</p>	<p>擁壁の折損（ア・イのどちらか一つに該当するもの）</p> <p>□ア. 割れ目を境に、上下で角度が明らかに異なるように変形</p> <p>□イ. 積み石の抜け落ちがある</p> <p>} (どちらか1つでOK)</p>   <p>イメージ (擁壁の折損)</p>

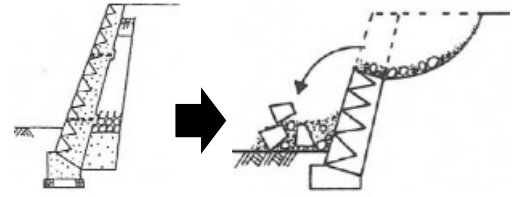
別表 3-1 練石・ブロック積み擁壁の被害

(以下①～④のいずれかに該当するもの)

④
写真イメージ

擁壁の崩落


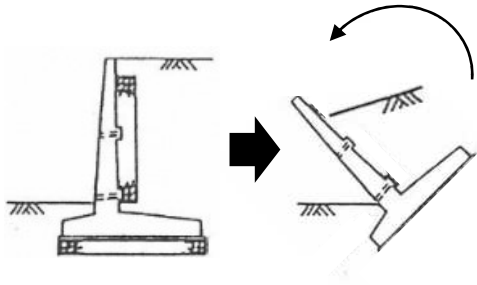
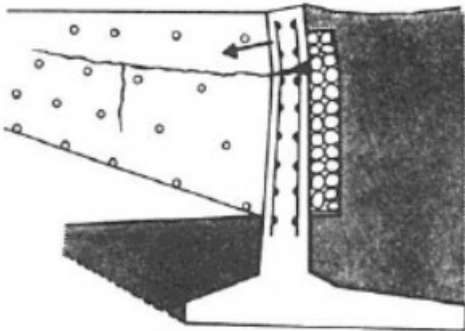
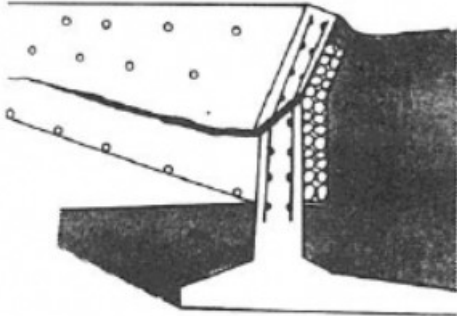
□ 中間あたりから滑り落ちるように崩落している





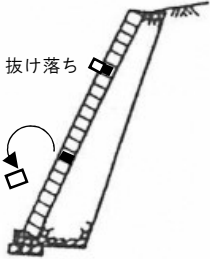

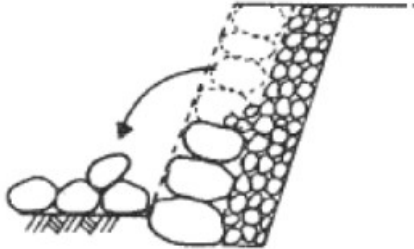
イメージ
(擁壁の崩落)

別表 3-2 コンクリート擁壁の被害

(以下①・②のいずれかに該当するもの)

<p>①</p> <p>写真イメージ</p>	<p>擁壁の手前（がけ下側）への傾き</p> <p>□ 擁壁が正常位置より前傾・倒壊し、その機能を失っている</p>   <p>イメージ (擁壁の倒壊)</p>
<p>②</p> <p>写真イメージ</p>	<p>擁壁の折損（ア・イのどちらか一つに該当するもの）</p> <p>□ア. 割れ目を境とし、その上下で角度が異なるように擁壁の前（がけ下側）へ傾いている</p> <p>□イ. 横方向に折れるような破壊があり、擁壁の奥（がけ上側）へ傾いている</p> <p>（どちらか1つでOK）</p>  <p>イメージ (折れた擁壁のがけ下側への傾き)</p>  <p>イメージ (折れた擁壁のがけ上側への傾き)</p>

別表 3-3 空石積み擁壁の被害

(以下①～③のいずれかに該当するもの)	
①	<p>擁壁の移動（ズレ） □ 5 cm以上の水平移動（すき間）が生じた</p>
写真イメージ	
②	<p>擁壁の積み石の抜け □ 積み石の中抜け（抜け落ち、飛び出し）が発生した</p>
写真イメージ	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  <p>抜け落ち</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>イメージ (積み石の抜け)</p> </div>
③	<p>擁壁の崩落 □ 擁壁の積み石が滑り落ちている</p>
写真イメージ	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>イメージ (積み石の滑りおち)</p> </div>

別表 4 建物の沈下

(以下①に該当するもの)

①

建物の沈下

□建物が、10cm以上沈下した

写真イメージ

